

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3
に規定する液化石油ガス設備工事に係る工事計画の提出について

都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の3に規定する都道府県知事の権限に属する事務を処理することとされた市町村を含む。以下同じ。）は、特別な事情により法第38条の2の基準適合義務に違反した第38条の3に規定する液化石油ガス設備工事（以下「工事」という。）が実施されている状況その他の事情に照らし、都道府県がこれらの工事計画をあらかじめ把握し、工事をしようとする者に対して、改善すべき内容を伝えることによって、基準適合義務違反を未然に防止することが必要であると判断した場合にあっては、条例で定めるところにより、都道府県が設定する地域において、工事をしようとする者からその工事計画を提出させることができる。

なお、都道府県が条例を定める場合にあっては、利害関係者の意見を聴取し、その内容を考慮するとともに、下記の事項に従って条例を定めることとされたい。

記

1. 工事計画の提出については、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。
 - (1) 予定している工事に係る供給設備又は消費設備の所在地
 - (2) 当該設備を所有しようとする者又は占有しようとする者の氏名又は名称
 - (3) 当該設備の使用目的
 - (4) 貯蔵設備の貯蔵能力
 - (5) 予定している工事の内容
 - (6) その他都道府県が必要とする事項
2. 1. の書面の提出期限は、工事をしようとする者の負担等を考慮して設定すること。
3. 法第36条から第37条の3までに定める特定供給設備に係る規制と比して、規制が過剰とならないこと。